

2024 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100 点）

注 意 事 項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 4 ページである。
解答用紙は、全部で 8 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

(憲法)

第1問

以下の文章を読んで、後の問に答えなさい。

X (A県憲法を守る会) は、憲法を守ることを目的として設立された権利能力なき社団である。Xは、平成29年3月31日、A県Y市のY市庁舎前広場 (以下「本件広場」) を使用して同年5月3日に憲法施行70周年集会 (以下「本件集会」) を開催したいと考え、Y市庁舎等管理規則 (以下「本件規則」) 6条1項所定の許可を得るために、Y市長に対して庁舎等行為許可申請 (以下「本件申請」) を行った。これに対して、Y市長は、同年4月14日、本件申請について、本件規則5条に定める禁止行為に該当するとして、不許可処分をした (以下「本件不許可処分」)。

Xは、平成29年4月24日に、本件不許可処分を不服として審査請求を行ったのに対して、Y市長は、これを棄却する裁決を求める弁明書を提出した。弁明書には、本件不許可処分の理由として、(1) Xから申請を受けた行為は、Y市の担当者が確認したところ、Y市庁舎前広場において街宣車を近接させ、拡声器、のぼり旗及びプラカードを持ち込み、政治に対する批判や問題提起を含むものであり、本件規則5条2号、3号、及び12号に該当する、(2) このような行為がY市庁舎前広場で行われることにより、Y市の中立性に疑念が生じ、かつそのことによってYの事務又は事業の執行が妨げられるおそれが生じ得ることから、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認め、本件規則5条14号に該当する旨の記載があった。

本件広場は、Y市の本庁舎の建物の敷地の一部であり、当該建物のすぐ北側に位置している。また、本件広場は、壁や塀で囲われていない南北約60メートル、東西約50メートルの平らな広場であり、その北側及び東側は道路に接している。本件広場においては、本件規則6条1項所定の許可がされた上で、国際交流団体の活動紹介を内容とする行事や音楽祭のほか、原水爆禁止を訴える趣旨の集会が開催されたことがある。X自身、過去10年間に本件広場において本件集会と同様の内容の護憲集会を行っていた。また、Xが提出した申請書によれば、本件集会は、平成29年5月3日の13時から約30分間、本件広場に300名程度が集まるというものであったが、同日は祝日であるほか、約300人という人数は、本件広場の収容能力を超えて本件広場に物理的支障を与えるようなものではなかった。

問 本件不許可処分の合憲性について、判例を踏まえて論じなさい。

(配点：60点)

【参照条文：Y市庁舎等管理規則】

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、庁舎等の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎等の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において「庁舎等」とは、本市の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(直接公共の用に供するものを除く。)で、市長の管理に属するものをいう。

(庁舎管理者)

第3条 庁舎等の管理を行わせるため、庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、本庁舎にあつては総務局長を、本庁舎以外の庁舎等にあつては当該庁舎等を管理する施設等の長をもって充てる。

3 庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、庁舎管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(禁止行為)

第5条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の募集、署名を求める行為その他これらに類する行為
- (2) 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為
- (3) 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為
- (4) ちらし、ポスターその他の文書又は図面の掲示又は配布
- (5) テントその他の仮設工作物等の設置
- (6) 立入りを禁止している区域に立ち入る行為
- (7) 火薬類、発火性又は引火性の物、毒物及び劇物、銃砲及び刀剣類等の危険物の持込み又はたき火等火災発生の原因となるおそれのある行為
- (8) 所定の場所以外の場所における喫煙及び爆発又は引火のおそれのある場所における火気の使用
- (9) 清潔保持を妨げ、又は美観を損なう行為
- (10) 職員に対する面会の強要又は押売
- (11) 座込み、立ちふさがり、練り歩きその他通行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為
- (12) 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為
- (13) 泥酔、粗野若しくは乱暴な言動等により、他人に迷惑を及ぼし、若しくは著しい嫌悪の情を抱かせ、又は職員の職務を妨害する行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認める行為

(許可行為)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、庁舎管理者は、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる行為について、本市の事務又は事業に密接に関連する等特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

2 庁舎管理者は、前項の規定による許可の際、必要な条件を付けることができる。

3 庁舎管理者は、第 1 項の規定による許可をするに当たっては、あらかじめ当該許可の要件に該当すると認める行為を指定することができる。この場合において、当該行為の指定があったときは、当該行為について、同項の規定による許可があったものとみなす。

4 第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎等行為許可申請書(別記様式)を庁舎管理者に提出しなければならない。

(憲法)

第2問

地方公共団体が処理する事務として地方自治法が定めるものの2区分の意味について、憲法94条が定める包括的な自治権、特に条例制定権の範囲に言及しながら、丁寧に論じなさい。

(配点：40点)

＜出題の趣旨等 2024年度 憲法＞

〔出題の趣旨〕

第1問は、Xに対する不許可処分が、憲法21条1項によりXに保障される集会の自由を侵害し、憲法に違反するかについて、判例に即して検討することを求めている。

また第2問は、地方自治法が定める「自治事務」と「法定受託事務」という2区分の意味、それにもかかわらず、憲法94条の規定内容に照らして両者に条例制定権が及ぶことを、関係条文の内容に則して的確に説明することを求めている。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔採点基準〕

第1問では、まず、関連する判例を参照しながら、被侵害利益の内容・性質と、侵害行為の態様・程度を具体的に分析した上で、本問に適用されるべき判断枠組みを導き出しているかが問われる。とりわけ、本件広場の公物としての性格について、過去の判例において問題となった市民会館等と比較しつつ、本件広場の使用実態も踏まえて実質的に検討することが求められる。その上で、各自が導き出した判断枠組みを、本問に示された具体的事情に即して適切に適用し、本件不許可処分が合憲といえるか否かについて、各自の見解を説得的に展開することが求められる。

次に第2問では、地方自治法が定める「自治事務」と「法定受託事務」の定義と国による関与の違い、判例にいう「相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権」その他の包括的な自治権を憲法94条が定めていること、憲法94条および地方自治法14条1項によれば、法令に違反しない限り、自治事務・法定受託事務のいずれについても条例制定権が及ぶことについて、関係条文を正確に参照しながら説得的に説明することなどが求められている。

〔配点〕

第1問（60点）

第2問（40点）